

所管部課	健幸いきいき部 保険年金課		部長	川口 莊一	
件名	専決処分の承認について（東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同日付で専決処分により改正した「東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、同条第3項の規定により、令和5年第2回市議会定例会に報告し、承認を求める。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>① 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を20万円から22万円に改定する。このことに伴い、中間所得者層の負担軽減を図るため、後期高齢者支援金等課税額の所得割を2.52%から2.50%に改定する。</p> <p>② 低所得者の国民健康保険税に軽減措置となる被保険者均等割額の5割及び2割軽減の対象となる世帯に係る軽減判定所得を拡大する。</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>① 主に中間所得者層の被保険者の負担に配慮した税率が設定できる。</p> <p>② 低所得者に対する保険税軽減の対象世帯の拡大に寄与する。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年3月20日 条例改正を専決処分により行うことについて、令和5年第1回市議会定例会最終日の会議終了後に、市長から議会に対して説明済み。</li> <li>令和5年3月31日 地方税法施行令の一部を改正する政令の公布。</li> <li>令和5年3月31日 持ち回り庁議にて条例改正審議済み。条例改正の専決処分。改正条例の公布。</li> <li>文書課において審査済み。</li> </ul>					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、令和5年第2回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。